

# 1. 授業科目一覧

群	科目 No.	授業科目名	単位数	開講時期	担当教員	日本語学コース	日本語教育学コース
共通科目群	R30	言語科学演習 A	2	通年	長谷川 信子	●	●
	R31	言語科学演習 B	2	通年	堀場 裕紀江	●	●
	R38	言語科学演習 C	2	通年	遠藤 喜雄	●	●
	R33	言語科学演習 D	2	通年	岩本 遠億	●	●
	R34	言語科学演習 E	2	通年	木川 行央	●	●
	R61-R64	修士研究	2	通年	堀場裕紀江(R61)、木川行央(R62)岩本遠億(R63)、遠藤喜雄(R64)	★	★
	Q05	統計処理法	4	通年	Park Siwon	◎	◎
共通科目群	T01	日本語アカデミックライティングⅠ	4※	通年	松尾 章		
	T02	日本語アカデミックライティングⅡA	2※	通年	服部 葉子		
	T03	日本語アカデミックライティングⅡB	2※	通年	高橋 優美		
言語研究科目群	P21	言語学概論	4	春学期	岩本 遠億	◎	◎
	P07	日本語学研究 (音声・音韻)	4	春学期	木川 行央	◎	◎
	P23	日本語学研究 (統語)	4	秋学期	長谷川 信子	◎	◎
	P24	日本語学研究 (語彙・意味)	4	通年	岩本 遠億	◎	◎
	P09	日本語学研究 (方言・日本語史)	4	秋学期	木川 行央	◎	◎
	P22	日英対照言語研究	4	通年	遠藤 喜雄	◎	
	P10	日中対照言語研究	4	春学期	井上 優	◎	
	P11	日韓対照言語研究 (院)	4	通年	浜之上 幸	◎	
	P12	日西対照言語研究	4	通年	Arsenio Sanz	◎	
	P13	言語習得研究	4	休講			
	P19	言語学特論	4	休講			
言語教育研究科目群	Q02	応用言語学研究	4	秋学期	堀場 裕紀江		◎
	Q32	日本語習得研究	4	春学期	堀場 裕紀江	◎	◎
	Q04	評価法研究	4	春学期	堀場 裕紀江		◎
	Q15	日本語教育学研究	4	秋学期	堀場 裕紀江		◎
	Q16	日本語教育文法研究	4	秋学期	岩本 遠億		◎
	Q17	日本語教育教材研究	4	休講			◎
	Q18	言語教育学特論	4	休講			
	Q21	日本語教育実習 A	2	休講			◎
	Q22	日本語教育実習 B	2	秋学期	徳永 あかね		◎
言語文化研究科目群	R43	異文化コミュニケーション研究	2	休講			◎
	R04	日本研究	4	通年	町田 明広		◎
	R05	言語文化研究	4	通年	遠藤 喜雄	◎	◎
	R06	比較文化論	2	休講			
	R07	比較文学研究	2	休講			
	R08	談話分析研究	4	通年	遠藤 喜雄	◎	
	P14	社会言語学研究	4	通年	Sau Kuen Fan	◎	◎

休講科目：「言語習得研究」「言語学特論」「日本語教育教材研究」「言語教育学特論」「日本語教育実習 A」「異文化コミュニケーション研究」「比較文化論」「比較文学研究」

●・・・必修科目 ◎・・・選択必修科目 ★・・・2年次必修科目

※「日本語アカデミックライティングⅠ」「日本語アカデミックライティングⅡA」「日本語アカデミックライティングⅡB」の修得単位は、修了要件および学位論文提出資格要件には含まれない。

## 2. 博士前期課程の修了要件について

博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、次の選択肢のいずれかを満たすことです。

- 【1】 研究テーマに関連する科目を中心に履修して32単位以上を修得し、かつ、研究した結果を「修士論文」としてまとめて提出し、最終試験に合格すること。
- 【2】 専攻および関連分野から幅広く科目を履修して40単位以上を修得し、かつ、調査研究した内容を「修士研究報告」としてまとめて提出し、最終試験に合格すること。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者は大学院に1年以上在学すれば足りるものとします（この場合、必修である演習科目は1年間4単位でよい）。

修士論文および修士研究報告については「神田外語大学学位規定」を参照してください。

### (1) 単位修得方法

学生は、1年次については、担任教員の指導を受けて単位を修得し、1年次末に修士論文または修士研究報告の研究題目の内容に基づいて指導教員を定めます。2年次には、その指導教員の指導を受けて単位を修得します。なお、指導教員を変更する事由が生じた場合は、「指導教員変更願」に、新・旧指導教員の承認を得て、教務課大学院担当に提出してください。

#### ① 履修に関する修了要件

授業科目一覧 (I.1.) を参照し、次ページ修了要件表の「修士論文の場合」または「修士研究報告の場合」の修了要件を充たしてください。

- ② 演習は、1年次に2科目以上履修しなければなりません。
- ③ 2年次において、「修士研究」に登録しなければなりません。
- ④ 入学時に第1外国語以外の外国語4単位以上を未修得の場合は、学部の「選択外国語科目」の中から、第1外国語以外の外国語4単位を修得しなければなりません。この場合、なるべく1年次に履修してください。履修にあたっては、履修登録期間に、「履修届」に、「担任または指導教員」および「学部授業担当教員」の承認を得て提出して下さい。
- ⑤ 日本語学専攻の学生で、学部の「日本語学概論」、またはそれに対応する科目を未修得の場合は、1年次において学部の「日本語学概論」を修得するか、別途定める試験に合格しなければなりません。

### 修了要件表

#### 全専攻・全コース共通

科目の扱い	科目の種類	修士論文の場合	修士研究報告の場合
必修科目	言語科学演習、修士研究	6単位以上	6単位以上
選択必修科目	◎印の科目の中から修得しなければならない。	12単位以上	12単位以上
選択科目	印のない科目の中から修得できる。	14単位以上※	22単位以上※
合計		32単位以上※	40単位以上※

- ・1年次には言語科学演習を2科目以上履修しなければならない。
- ・2年次には、修士研究を履修しなければならない。
- ・言語科学演習は、2年次に1年次と同じ科目を重複履修した場合は、単位が加算される。

※ただし、「日本語アカデミックライティングⅠ・Ⅱ」の単位は含めない。

### 〈重複履修について〉

全ての科目について重複（繰り返し）履修することができます。ただし、演習科目と特論科目についてのみ単位を得ることができます。

## (2) 履修手続

### ① 履修登録について

(イ) 学生は、本年度に履修しようとする科目のすべてを所定の履修届に記入し、次の要領により指定の期日までに提出してください。

履修届の変更・追加は原則として認めません（但し、後期完結科目の後期履修登録期間における追加・取消は認めます）。

履修届を未提出のまま授業に出席しても単位は認定されません。

(ロ) 科目の「聴講」（単位にはならない）は自由ですが、受講者数等の問題から科目担当教員の了承を得ることが条件となります。尚、聴講の場合は履修届に記入する必要はありません。

(ハ) 提出書類（日程の詳細は各年度の学年暦を見てください）

提出書類	提出期間	提出方法
履修届	4月第2～3週	履修する科目について履修届に必要事項を記入し、教務課大学院担当へ提出してください。
履修登録修正願	5月第2週	配付された個人別時間割に自分の記入したものと違う記載があった場合、個人別時間割を持って、教務課大学院担当に来てください。
	9月第3週	4月に登録した秋学期科目の取消又は、4月に登録をしなかった後期科目の追加がある場合、履修登録修正願を記入し、教務課大学院担当へ提出してください。

### ② 履修届記入上の注意点

#### A. 大学院開講科目記入欄

授業科目一覧から修了要件に従って科目を選択し、登録してください。修士論文指導を受ける為の条件として1年次に16単位以上、また修士研究報告は20単位以上の修了要件単位の修得が必要です。それぞれの修了要件を充たすように、2年次における履修予定も慎重に考慮の上、記入してください。

#### B. 学部開講科目記入欄

(イ) 学部卒業時に第1外国語以外の外国語4単位を履修していない者は、学部時間割を参照の上、記入してください。

(ロ) 学部開講科目の履修は担任または指導教員が必要と認めた場合のみ可能（8単位まで）ですが、受講者数等の問題から科目担当教員の了承を得ることが条件となります。

(ハ) 学部開講科目を履修する場合には、B欄への記入の他、学部で行っている所定の手続きがある場合にはそれも併せて行ってください。

(ニ) 学部開講科目の履修による修得単位は、原則としてすべて学部の単位として認められます。大学院科目の履修とはみなされません。

### ③ 個人別時間割

履修登録完了後、個人別時間割を配付します。万一、配付された個人別時間割に誤りがあった場合には、履修登録修正期間（5月第2週）に教務課に申し出てください。

### (3) 単位の認定

授業科目の履修単位は、筆記試験又は口述試験もしくはレポートにより認定を行います。

- ① 担当教員が必要に応じて適宜、試験を実施することとなっていますが、科目によっては試験時間割を編成して実施することもあるので、履修者は教員の指示に注意してください。
- ② 学部の授業科目を履修している者は、試験時間割、その他学部の掲示に注意してください。
- ③ 口述試験又はレポートにより単位認定を行う授業科目については、必要に応じてその都度掲示するので注意してください。
- ④ 各授業科目の成績は、A・B・C・Fの4種とし、A・B・Cを合格とします。

素 点	評 価	合 否
100~80	A	合 格
79~70	B	
69~60	C	
59~ 0	F	不 合 格

ただし、実習科目（例「日本語教育実習A・B」）はP（合格）かF（不合格）で成績評価とします。

# 1. 神田外語大学大学院学則

## 第1章 総則

(設置)

第1条 神田外語大学学則（以下「本学学則」という）第3条の2により本学に神田外語大学大学院（以下「大学院」という）を置く。

(目的)

第2条 大学院は、本学の目的使命に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

2 言語科学研究科としての教育研究目的は、人間の知的活動の基盤である言語について、その特性や本質を、主に日本語と英語の研究を中心に理論的に解明し、また、各々の言語の教育とコミュニケーションを実践及び研究し、多文化共生が求められる社会情勢のなかで、「ことばの専門家」として先導的な役割を果たす人材を育成する事とする。

(自己評価等)

第2条の2 本大学院の教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の実施に必要な事項は、別に定める。

## 第2章 組織

(研究科)

第3条 大学院に次の研究科を置く。

言語科学研究科

(課程)

第4条 研究科の課程は、博士課程とし、これを前期2年又は2年6月の課程（以下「博士前期課程」という）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

2 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士後期課程は、専攻分野について、自立して研究を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻)

第5条 研究科に次の専攻を置く。

博士前期課程

英語学専攻

日本語学専攻

博士後期課程

言語科学専攻

(収容定員)

第6条 大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
言語科学研究科	英語学専攻	8	16		
	日本語学専攻	8	16		
	言語科学専攻			2	6
合計		16	32	2	6

### 第3章 授業科目・単位・履修方法等

(授業科目及び単位)

第7条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとし、研究科に開設する授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所（外国を含む）で履修させることができる。

3 前項の規定により取得した単位については、大学院言語科学研究科会議（以下「研究科会議」という）の議を経て、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(教育方法の特例)

第7条の2 英語学専攻においては、前条の授業及び研究指導を、週末その他の特定の時間又は時期に行う。

(履修方法)

第8条 学生は、在学期間中に研究科所定の授業科目を履修し、英語学専攻にあっては37単位以上を、日本語学専攻にあっては32単位以上を、博士後期課程にあっては12単位以上をそれぞれ修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、日本語学専攻の学生のうち、修士論文に代え、特定の課題についての研究成果（以下「修士研究報告」という）を提出する者については、40単位以上を修得しなければならない。

3 学生は、履修する授業科目の選択にあたっては、あらかじめ主指導教員の指導を受けなければならない。

4 研究科長が必要と認めたときは、学部の授業科目を8単位に限り履修させることができる。また、言語科学専攻にあっては、日本語学専攻の授業科目から単位数に制限なく履修させることができ、修得単位のうち4単位を博士の修了要件単位として組入れさせることができる。

5 研究科長が教育上有益と認めるときは、他大学との協議に基づき、博士前期課程の学生に、他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

6 前項の規定により修得した単位について、研究科会議の議に基づき、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。

7 学生は、他大学院修士課程（博士前期課程）において修得した単位を課程修了の要件となる単位として認めることを研究科長に申請することができる。

8 前項の規定により申請された単位については、教育上有益と認められる場合、研究科会議の議に基づき、10単位を限度としてこれを認めることができる。

9 学生は、科目等履修生として修得した本大学院博士前期課程の単位を課程修了の要件となる単位として認めることを研究科長に申請することができる。

10 前項の規定により申請された単位については、教育上有益と認められる場合、研究科会議の議に基づき、20単位を上限としてこれを認めることができる。

11 6項、8項および10項で認められる単位数は合計で20単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格)

第9条 研究科において、教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科に関する規則は別に定める。

(履修の細目)

第10条 第8条及び第9条に定めるもののほか、授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

(単位の認定)

第11条 授業科目の履修単位は、試験又は研究報告により認定するものとする。

2 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けること

ができる。

- 3 各授業科目の試験または研究報告の成績は、これをA・B・C及びFの4種とし、A・B・Cの成績を合格とする。
- 4 各履修授業科目の単位の認定は、学期末又は学年末に行うものとする。  
(論文の審査及び最終試験)

**第12条** 学位論文の提出、その他審査及び最終試験並びに第4章の定める学位の授与等に関する必要な事項については本学学位規程の定めるところによる。

## 第4章 課程の修了及び学位の授与

(課程修了の要件)

**第13条** 博士前期課程修了の要件は、当該課程に標準在学年限以上在学し、第8条第1項又は第2項に定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文又は修士研究報告の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 欠番

- 3 博士後期課程修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第8条第1項に定める所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

**第14条** 本学大学院博士前期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、次の学位を授与する。

言語科学研究科 修士(文学)

- 2 本学大学院博士後期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、課程修了による博士(「課程博士」として、次の学位を授与する。

言語科学研究科 博士(言語学)

- 3 前項に定めるもののほか、博士論文の審査に合格し、かつ本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、本学学位規程の定めるところにより、論文提出による博士(「論文博士」として、次の学位を授与する。

言語科学研究科 博士(言語学)

## 第5章 入学、退学、転学、留学、休学、復学及び除籍

(入学の時期)

**第15条** 入学の時期は、毎年4月又は9月とする。

(入学資格)

**第16条** 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
  - (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
  - (3) 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した者
  - (4) 大学に3年以上在学し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
  - (5) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする
    - (1) 修士の学位を有する者
    - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
    - (3) 文部科学大臣の指定した者

- (4) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者  
(入学志願の手続き)

**第17条** 入学志願者は、所定の期間内に入学願書に必要な書類を添付し、学長に提出するものとする。  
(入学者の決定)

**第18条** 入学志願者に対しては、選考により入学者を決定するものとする。

- 2 選考に必要な事項は別に定める。

(再入学)

**第19条** 本学大学院を退学した者が再入学を申し出たときは、これを許可することがある。

- 2 再入学に必要な事項は別に定める。

(留学)

**第20条** 留学を志望する者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第13条の在学年数に算入することができる。

- 3 第8条第5項及び第6項の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において同条第5項中「他大学」とあるのは、「外国の大学」と読み替えるものとする。

(休学)

**第21条** 休学期間は、通算して博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。

(入学手続等に関する大学学則の準用)

**第22条** 前3条に定めるもののほか、入学の手続・退学・再入学・転学・休学・復学及び除籍については本学学則の規程を準用する。

(在学年限)

**第23条** 博士前期課程の標準在学年限は、英語学専攻にあつては2年6月、日本語学専攻にあつては2年とする。ただし、教育研究上等、特別の事情のある場合は、当該標準在学年限を超えて在学を許可することがある。

- 2 (削除)

- 3 博士後期課程の標準在学年限は、3年とする。ただし、教育研究上等、特別の事情のある場合は、3年を越えて在学を許可することがある。

## 第6章 科目等履修生等

(科目等履修生)

**第24条** 大学院において、本学大学院学生以外の者で、1又は複数の授業科目を履修し単位修得を希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

**第25条** 大学院において、特定の授業科目を履修することを希望する者があるときは、教育研究に支障のない限り、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

**第26条** 大学院において、特定の研究課題について、研究指導を受けることを希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(研究員)

**第27条** 学外の学術研究者で、大学院において、本学教員と共同研究を行い、高度の研究に従事しようと希望する者を客員研究員として受け入れることができる。また、大学院における研究活動を申請する研究員

を学術研究員として受け入れることができる。

- 2 客員研究員について必要な事項は、別に定める。
- 3 学術研究員について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

**第28条** 外国人で、大学院学則第16条にいう大学院入学資格を有し、大学院に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。
- 3 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

## 第7章 賞 罰

(賞罰)

**第29条** 賞罰については、本学学則第45条及び第46条の規定を準用する。

## 第8章 学 費

(入学検定料等)

**第30条** 入学検定料、入学金及び授業料その他の諸費用については、別表第2のとおりとする。

- 2 本学学部卒業見込みの者が引き続いて入学を許可された場合、及び本学学生で第16条第4号の該当者として入学を許可された場合は、入学金を全額免除する。
- 3 学費については、本学学則第32条第2項から第35条までの規定を準用する。

## 第9章 教員組織

(教員組織)

**第31条** 大学院の授業及び研究指導は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に定める資格を有する教員が担当するものとする。

## 第10章 運営組織

(研究科会議・後期課程会議)

**第32条** 研究科の前期課程の運営に関する事項を審議するため、研究科会議を置く。

- 2 研究科の後期課程の運営に関する事項を審議するため、後期課程会議を置く。
- 3 研究科会議・後期課程会議に関する事項は、別に定める。

(研究科長)

**第33条** 研究科に研究科長を置く。

## 第11章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

**第34条** 本学大学院の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を次の2学期に分ける。  
春学期 4月1日から9月15日まで  
秋学期 9月16日から翌年3月31日まで
- 3 休業日については、本学学則第6条の規定を準用する。

附則

この学則は平成4年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成5年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成6年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成7年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成8年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成9年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成10年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成10年10月1日から施行する。

附則

この学則は平成11年12月10日から施行し、平成11年9月30日から適用する。

附則

この学則は平成13年5月29日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附則

この学則は平成14年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成19年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成20年5月28日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

この学則は平成24年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成25年9月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

附則

この学則は平成30年10月1日から施行する。

附則

この学則は令和元年12月4日から施行する。

附則

この学則は令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

1 英語学専攻

授 業 科 目	単 位 数	備 考
<b>Teaching Methodology (教授法)</b>		
Principles and Practices of the TESOL Classroom	3	
Specialized TESOL Methodology: Listening	1	
Specialized TESOL Methodology: Speaking	1	
Specialized TESOL Methodology: Reading	1	
Specialized TESOL Methodology: Writing	1	
Specialized TESOL Methodology: Vocabulary	1	
Specialized TESOL Methodology: Grammar	1	
Specialized TESOL Methodology: Task-Based Language Teaching	1	
Specialized TESOL Methodology: Teaching English to Young Learners	1	
Specialized TESOL Methodology: Group Dynamics	1	
Specialized TESOL Methodology: Technology in Language Teaching	1	
Specialized TESOL Methodology: Current Topics	1	
<b>Practicum and Classroom Observation (実習・授業観察)</b>		
Integrated Skills Practicum and Classroom Observation	3	
Specialized Practicum and Classroom Observation	3	
<b>Language Analysis, Acquisition and Assessment (言語分析・習得・評価)</b>		
Pedagogical English Grammar	3	
English Phonetics and Phonology for Language Educators	3	
Second Language Acquisition for Language Educators	3	
Pragmatics for Language Educators	3	
Sociocultural Approaches to Second Language Learning and Teaching	3	
Second Language Assessment	3	
<b>Non-Compulsory Electives (自由選択科目)</b>		
Principles of Teaching English to Young Learners	3	
Learner Autonomy	3	
Guided Teaching	1～3	教育実習
Current Issues in Language Education: Content-Based Language Teaching	1	
<b>MA Research Project (研究指導)</b>		
MA Research Project	1	修士研究

2 日本語学専攻

授 業 科 目	単 位 数	備 考
<b>共通研究科目群</b>		
統計処理法	4	
言語科学演習A	2	
言語科学演習B	2	
言語科学演習C	2	
言語科学演習D	2	
言語科学演習E	2	
修士研究	2	研究指導
日本語アカデミックライティング I	4	
日本語アカデミックライティング II A	2	
日本語アカデミックライティング II B	2	
<b>言語研究科目群</b>		
言語学概論	4	
日本語学研究（音声・音韻）	4	
日本語学研究（統語）	4	
日本語学研究（語彙・意味）	4	
日本語学研究（方言・日本語史）	4	
日英対照言語研究	4	
日中対照言語研究	4	
日韓対照言語研究（院）	4	
日西対照言語研究	4	
言語習得研究	4	
言語学持論	4	
<b>言語教育研究科目群</b>		
応用言語学研究	4	
日本語習得研究	4	
評価法研究	4	
日本語教育学研究	4	
日本語教育文法研究	4	
日本語教育教材研究	4	
言語教育学持論	4	
日本語教育実習 A	2	
日本語教育実習 B	2	
<b>コミュニケーション言語文化研究科目群</b>		
異文化コミュニケーション研究	4	
日本研究	4	
言語文化研究	4	
比較文化論	4	
比較文学研究	4	
談話分析研究	4	
社会言語学研究	4	

### 3 言語科学専攻

授 業 科 目	単 位 数	備 考
言語学特論演習	4	
言語学特殊研究 A	4	
言語学特殊研究 B	4	
英語学特論演習	4	
英語学特殊研究	4	
英語教育学特論演習	4	
英語教育学特殊研究	4	
言語教育学特論演習	4	
言語教育学特殊研究	4	
日本語学特論演習	4	
日本語学特殊研究	4	

#### 別表第 2 (第30条関係)

##### 1 英語学専攻 (単位円)

項 目	金 額
入学検定料	30,000
入 学 金	250,000
授 業 料	1 単位につき 65,000

##### 2 日本語学専攻、言語科学専攻 (単位円)

項 目	金 額
入学検定料	30,000
入 学 金	250,000
授 業 料	890,000
施設設備費	230,000

## 2. 神田外語大学学位規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、神田外語大学学則及び神田外語大学大学院学則（以下「大学院学則」という）に定めるもののほか、神田外語大学（以下「本学」という）において授与する学位について必要な事項を定める。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

- 2 学士の学位は、本学の学部を卒業した者に授与する。
- 3 修士の学位は、大学院学則第13条第1項及び第2項に規定する者に授与する。
- 4 博士の学位は、大学院学則第13条第3項及び第14条第3項に規定する者に授与する。

(専攻分野の名称)

第3条 学位に付記する専攻分野の名称は、学部、研究科ごとに次のとおりとする。

(1) 学士の学位

外国語学部

英語・地域文化

中国語・地域文化

スペイン語・地域文化

韓国語・地域文化

国際コミュニケーション

国際言語文化（インドネシア語・英語、ベトナム語・英語、タイ語・英語、ブラジル・ポルトガル語・英語、日本語・英語）

インドネシア語・地域文化

ベトナム語・地域文化

タイ語・地域文化

ポルトガル語・地域文化

(2) 修士の学位

言語科学研究科

文学

(3) 博士の学位

言語科学研究科

言語学

(修士論文及び修士研究報告の提出資格)

第4条 修士論文を提出できる者は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者とする。

- 2 修士論文に代え、特定の課題についての研究の成果（以下「修士研究報告」という）を提出できる者は、博士前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目について20単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者とする。
- 3 修士論文及び修士研究報告は、博士前期課程在学中に提出しなければならない。
- 4 修士論文あるいは修士研究報告を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員の承認を得た論文題目あるいは修士研究報告題目を、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

5 大学院学則第13条第1項ただし書きにより、修業年限を短縮して課程修了の認定を受けようとする者で、修士論文を提出できる者は、所定の授業科目について、32単位以上を修得できる見込みがあると研究科会議が認め、かつ、必要な指導を受けた者とする。

(博士論文の提出資格)

**第5条** 博士論文を提出できる者は、博士後期課程に2年以上在学し、所定の授業科目について6単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた者とする。

2 博士論文を提出しようとする者は、あらかじめ指導教員の承認を得た論文題目を、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

3 大学院学則第13条第3項ただし書きにより、修業年限を短縮して課程修了の認定を受けようとする者で、博士論文を提出できる者は、12単位以上を修得できる見込みがあると研究科会議で認め、かつ、必要な研究指導を受けた者とする。

4 本学大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得した者が、退学後に博士の学位の授与を申請する時は、博士論文を提出する前に「研究報告」(論文)を提出しなければならない。

5 「研究報告」(論文)の審査に合格した者は、退学後3年以内に博士論文を提出することができる。ただし、博士論文提出までの期間は、博士後期課程入学後7年を超えることができない。この場合、在学中に博士論文を提出した者に準じて取り扱うものとする。

6 大学院学則第14条第3項により、「論文博士」の学位を取得しようとする者は、学位申請論文を提出し、内見委員会の予備審査を受けなければならない。

7 内見委員会の予備審査に合格した者は、課程博士の場合に準じて、博士論文審査委員会の本審査を受けることができる。

(修士論文、修士研究報告及び博士論文)

**第6条** 修士論文は、1編3通(正本及び副本2通)及びその要旨3通を提出しなければならない。

2 修士研究報告は、1編2通(正本及び副本1通)及びその要旨2通を提出しなければならない。

3 博士論文は、1編5通(正本及び副本4通)及びその要旨5通を提出しなければならない。

4 修士論文、修士研究報告、博士論文及びその要旨は、日本語又は英語により執筆するものとする。

5 修士論文、修士研究報告、博士論文の提出にあたり、参考として、他の論文等を添付することができる。

(学位論文等の受理及び審査の付託)

**第7条** 研究科長は、前条第1項及び第3項の規定により提出された、修士論文又は修士研究報告を受理したときは、修士論文の審査及び最終試験又は修士研究報告の審査を、研究科会議に付託するものとする。

2 研究科長は、前条第4項の規程により提出された、博士論文を受理したときは、博士論文の審査及び口述試験を、後期課程会議に付託するものとする。

(審査委員)

**第8条** 修士論文の審査及び最終試験を付託された研究科会議は、研究科の教員のうちから、指導教員を含む3名の修士論文審査委員を選定して、その審査等を行わせるものとする。

2 修士研究報告の審査を付託された研究科会議は、研究科の教員のうちから、2名の修士研究報告審査委員を選定して、その審査を行わせる。

3 研究科会議が必要と認めるときは、前2項の審査委員以外の教員の協力を得ることができる。

4 博士論文の審査委員については、別に定める。

(学位論文等の審査及び最終試験)

**第9条** 審査委員が、学位論文等の審査及び最終試験を行う。

2 修士論文及び修士研究報告の最終試験は、提出された論文等を中心として、口述又は筆記により行う。

3 大学院学則第14条第2項による「課程博士」の審査にあたる審査委員は、博士論文の審査及び口述又は

筆記による最終試験を行う。又、同条第3項による「論文博士」の審査については、課程博士の審査基準に準じて行うこととし、審査委員は、博士論文の審査及び口述又は筆記による学力の確認を行うものとする。

4 学位論文等の審査及び最終試験は、次の期間内に終了するものとする。

(1) 修士論文及び修士研究報告は、当該学生が在学する期間内

(2) 博士論文は、原則として、当該論文を受理した日から1年以内

(審査結果の報告)

**第10条** 修士論文審査委員は、修士論文の審査及び最終試験終了後、速やかに審査の要旨及び最終試験の成績に、学位を授与できるか否かの意見を添えて、文書をもって研究科会議に報告しなければならない。

2 修士研究報告審査委員は、審査終了後、速やかにその成績を、文書をもって研究科会議に報告しなければならない。

3 博士論文審査委員は、博士論文の審査及び口述試験終了後、速やかに論文の審査結果の要旨及び審査結果報告書を添えて、文書をもって後期課程会議に報告しなければならない。

(学位授与の議決及び学長への報告)

**第11条** 研究科長は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かについて議決し、その結果を、文書をもって速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

**第12条** 学長は、第2条第2項の規定に基づき、学士の学位を授与すべき者には学位を授与する。

2 学長は、前条の報告に基づいて、修士又は博士の学位を授与すべき者には、学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

(学位の名称使用)

**第13条** 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位（専攻分野を含む）の次に「神田外語大学」と付記しなければならない。

(博士論文の要旨等の公表)

**第14条** 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に関わる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の印刷公表)

**第15条** 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文をインターネットの利用により公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、後期課程会議の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものをインターネットの利用により公表することができる。この場合、後期課程会議は、請求があったときは、当該博士論文の全文を閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則としてKUIS学術情報リポジトリの利用により行うものとする。

(学位授与の報告)

**第16条** 本学が、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(学位の取消)

**第17条** 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は、名誉を

著しく汚す行為があったときは、学長は、学士の学位にあっては教授会、修士の学位にあっては研究科会議、博士の学位にあっては後期課程会議の議を経て、当該学位の授与を取り消し、学位記を返還させることができる。

(学位記の様式)

**第18条** 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(学位論文の保管)

**第19条** 修士又は博士の学位を授与した学位論文は、正本を本学附属図書館に保管するものとする。

(雑則)

**第20条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年12月10日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式 1

第2条第2項の規定に基づき授与する学位の様式

第 号
学 位 記
(本 籍)
(氏 名)
昭和 年 月 日生
<p>本学外国語学部 ○ ○ 学科          所定の課程を修め本学を卒業した          ので学士(○○・地域文化)の学          位を授与する</p>
令和 年 月 日
神田外語大学長

別記様式 2

第2条第3項の規定に基づき授与する学位の様式

第 号
学 位 記
(本 籍)
(氏 名)
昭和 年 月 日生
<p>本学大学院言語科学研究科○○          学専攻の修士課程を修了したの          で修士(文学)の学位を授与す          る</p>
令和 年 月 日
神田外語大学長

別記様式 3 (1)

第2条第4項の規定に基づき授与する学位の様式

第 号
学 位 記
(本 籍)
(氏 名)
昭和 年 月 日生
<p>本学大学院言語科学研究科言語          科学専攻の博士後期課程を修了          したので博士(言語学)の学位          を授ける</p>
令和 年 月 日
神田外語大学長

別記様式 3 (2)

第2条第4項の規定に基づき授与する学位の様式

第 号
学 位 記
(本 籍)
(氏 名)
昭和 年 月 日生
<p>本学に学位論文を提出し所定の          審査及び試験に合格したので博          士(言語学)の学位を授ける</p>
令和 年 月 日
神田外語大学長